

# くうなん 号外

活動計画など、案件すべてを承認

## ～空知南組 14年度定期組会開く～

空知南組（吉野了乗組長）の平成十四年度定期組会が四月十八日、岩見沢市の平安閣で開かれ、平成十三年度の活動報告や教区会報告、収支決算、平成十四年度の事業計画、予算など各案を原案通り承認しました。

また、その他議案で、平成十五年度開催予定第三回空知南組仏教婦人大会の主幹について、南ブロック担当とすることや組備品として白木焼香卓とプロジェクター（スクリーン）の購入も決めました。

加えて、宮崎憲之宗会議員より、宗会報告も受けました。議員による宗会報告は、北山別院問題で南組が抗議行動を起こしたことを契機に、今回で三回目となりました。

### ◎任期最後の一年、最善の舵取り尽くす

総会では、冒頭、吉野組長が、十三年度における組内物故者に弔慰を述べたあと、「平成十三年度は釧路の仏婦大会をはじめ大きな活動が相次ぎ、組としても多数参加して成果を上げることができた。組内では空南会がみごとに劇団公演で四十周年を飾るなど各部会とも、それぞれに光を放ち、また、本年度は六月に御門主が組に御巡教されます。組を挙げての取り組みと、加えて十五の部会に分かれて取り組んできた基幹運動の成果を組巡教の場でお知らせできる得

難いご縁をいただいた。私ども執行部も本年が最終の一年。皆さんの協力を得て、この一年間、しっかりと舵取りをしていきたい」と述べました。

このあと、杉田議長（常光寺）、松山副議長（法王寺）のもと、議案審議が行われました。第一議案で、吉野組長が引き続き組長業務の報告を行い、このなかで組長は、「宗報が伝えた武野総長施政方針によると、組長は拓く伝道とこれを一歩前にを宗政の理念にしておられる。私ども南組としても、本年は一歩前へ出ることを課題にしたい。長年の基幹運動の取り組みについて、それぞれの部会が苦勞をされたことを、よかつた、そう言えるように、又、これまでの成果を踏まえて、そこから一歩前へ出る、前進する活動にしていきたい」と述べるとともに、併せて、かねてよりの検討で十三年度中に結論を得た、組費の財政健全化委員会の苦勞に対し、「公平、平等、苦勞を分かち合う組費負担のあり方の再編をされたことに、御礼申し上げたい。」とし、かさねて「本年は執行部任期の最終年度。最善の努力で、勤めを終わりたい」との決意を示しました。

◎教区会報告で、質疑応答も

このあと、基推委の活動報告、十三年度収支報告、北村・大安寺御住職の川原教区会議員による教区会報告、平成十四年度の事業計画と予算など各案を原案通り承認しました。

議案審議のなかでは、教区会報告で、教務所における財政問題や検討課題について、教区会における議論の内容が川原教区会議員より詳しく報告され、受けて質疑応答も行われました。また、十四年度事業のなかでは、御門主の組巡教について、日程、役配、収支予算案のあらましが報告され、日程まで万全を期していく執行部姿勢も示されました。一方、基推委の活動報告、活動計画、決算、予算は、三月二十五日の常任委、三十一日の総会で、検討、了承を得たものを、この日の総会で正式決定しました。

◎十五年度仏婦大会

南ブロックが主幹

その他議案では、平成十五年度開催予定の第三回空知南組仏教婦人大会の主幹を南ブロック担当とすること、組備品として、白木焼香卓・プロジェクター（スクリーン）の購入

も決めました。さらに今回で三回目になる宮崎宗会議員による宗会会報告も行われました。議員の報告は今回は時間の関係などから、四十程度でしたが、現況の宗政動向の重点を視点に、資料提供をからめないようのある報告が行われました。議員の話はあらましの通り。

◎宮崎宗会議員が

最近の宗政動向を報告

一、宗政の現況につきまして、教区組長会や教区会へご報告しました私自身が書いたものもお持ちしましたが、本日は北山問題もありますので、この問題は二月下旬に中外日報が武野総長への姿勢インタビューも含め、問題の発端から最後まで詳しくまとめられていますので、参考になると思いますので、資料としてお持ちしました。それから、今宗派で議論になっている御影堂修復に係る瓦懇志の問題についても、蓮如上人五百回遠忌収支と併せ、計画について詳しい資料がありましたのでお持ちしました。

一、瓦懇志については山口教区のある組から、懇志は蓮如上人の遠忌で済んでいるはずなのに、その上に、また懇志というのはどう

か、といった趣旨の疑念が出てきて、本日お持ちした資料は、解りやすく、そのことで答える形でまとめられたものです。

◎拓く伝道の視点は、

都市開教が重点

一、宗会報告ですが、昨年蓮さんから武野総長へ移行しましたが、武野総長は十四年度の執務方針で、基本に拓く伝道を掲げ、そのための宗務推進方針として、一歩前へを打ち出しています。このための三つの柱と、具体的には十二の項目を示していますが、内容的には議論もあるのです。この理念のもと、総じてみると、総長は都市開教に力を入れていく。ハワイに本願寺のミッションスクール(高校)を設置するというのも、その表れの一つだと思えます。一方では過疎問題もとりあげ、からめて過疎と過密は表裏一体と口では言うのですが、具体策はない。今後、過疎問題に腰を据えた取り組みをしていかないと。私の地域もそうですが、先をみると、お寺の護持もままならない、過疎問題はそういう深刻な問題を孕んでいます。私の地域では、町の三〇%の人口が札幌など都会に出た。お寺の御門徒も同じような状況なわけです。お寺の存続にも関わってくる問題です。過疎の思いは、伝道もさることながら、寺院運営そのもの

のに関わる大きな課題ですから、取り上げて対応していくようなことにしていかなければと思っています。

一、予算の関係では、まず財政状況が厳しいということ、平成十四年度は一般会計で一律一〇%削減しました。しかし、先ほど申しました都市開教ということで、ハワイの開教には宗門振興基金といった特別会計から支出し、合わせると実質で昨年より一億円増ということになっているのです。問題なのは歳入が少なくなっていることです。かつては歳入が少なくなれば、安易に賦課金を上げてきた。しかし、今はそんな風にはいかなない。しかし、このままで二、三年推移すれば、上げる、上げざるを得ないということもあるかもしれない。特別門徒講ですが、三割の寺院が納めて、歳入の二〇%を占めている、問題が難しくなってきたのが現実です。

◎還浄文言は使わない方針を

基推委本部が示す

一、次に北山問題ですが皆さまからもご決議いただきました通り、告訴し、国法に照らせということでありました。また、昨

年八月の定期宗会においても宗開自身、告訴に踏み切って真実を明らかにし、再発に防止と反社会的分野との関係を断つことなどを柱に、そのことを総局に求め、結果、告訴に至ったわけです。しかしながら、昨年一二月二十六日付けで不起訴処分になった。総長の宗会議員への不起訴についての報告文書のコピーもお持ちしましたが、要するに司直は背任罪の構成が可能かどうか、その点で不起訴としたとのことのようなのです。二億円は一〇〇%第三者が持つていったが、自らの利益ではない、集団ぐるみ、というのが、どうやら検察当局の見方ようです。宗派の調査では及ばないので、検察に調べてもらう、その意志が、いわば入り口で閉ざされたということなんです。検察審査会へ再審の要求もいたしました。それも三月に不起訴相当ということになりました。

一、この十二日に不起訴相当についての宗会への説明会もありましたが、これも背任罪が成立するか、しないかが争点になって、不起訴ということでした。宗門内、団体のなかで処理されることではない、総局ぐるみ、検察はそういう判断をしたようだ。そういう印象が強い結論なのです。告訴された二人、それよりも上司も関わっているのではのニュアンスで、みんながそれでいこう、そういう判



断があつたのではないかと思われるような結論なんです。従つて個人の利益で動いたのではない。檢察の判断はそういうことのようにです。

◎浄財は使わないの名言に

どう対処できるのか

一、受けて宗門の監正局が苦慮している。日程的には今月中に結論を出すということですが、二億九千万円を大和銀行から要求され、裁判の結果、宗派、北山別院が敗訴したということですから、いわば裁判所の判断は和解すべきということなのです。結果、大和側は一億円で和解という方針を出してきて、金額的には決着した。武野総長、総局側は、良としなければとの判断です。しかし、宗派の経費を当てることはならない、浄財から出さないと、総長は明言してきたわけですから、そこをどうするか、そこが今、問題になつていゝるのです。宗派の責任ということになつて、その和解を受けて、総長は北山墓苑に請求するよ、と言つてゐるんですが、大和側は北山墓苑が払えないから宗派に請求した。それなのに、それが出来るのかということなんです。二案として、原因をつくつた輪番に請求をす

る。三案は、いずれにしても払わなければならないわけですから、仮払金で仮支出する。宗派は、北山墓苑に支払いを命じ、一億円のうち四千万円は、直属寺院振興基金から借り入れ、足りない約六千万円は、宗派が貸して払つた。このなかには早期解決をということで、関係者からの協賛金二・三百万円も含まれていゝると言うことで、監正局から払うのか、またはその必要性があるのか、の指摘もあつて、いずれにしても揺れ動いた。そしてまだ、善後策が残つてゐるわけです。仮払いであるうと、立て替えであるうと、浄財を使つたということであり、あるいは後で補填できればいい、そんなギリギリのところ今、総局は動いてゐる。

◎宗会に是非を問う時期にきてゐる

一、三月十五日でこの問題の時効が成立しました。真実究明は入り口で封鎖された。この上は、再発防止をどうするか、ということになつていくんだと思ひます。今月の二十六日には最高裁の判決が出ますが、最初は勝訴しましたが、今度は敗訴の可能性もある。いづれにしても直属寺院の問題は、一線を引いておかなければならない、というのが私ども

の主張です。武野総長は一定の方向付け、私でないといけないとおっしゃつてゐる。一定の方向付けが出来たら、再発防止と金銭の処理など、この辺で総長として宗会に是非を問う、そういう微妙な時期に今はきてゐると思ひます。

